

6 月 1 日 (第 1 号)

令和元年豊能町議会6月定例会議会議録目次

令和2年6月1日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	5
町長あいさつ	5
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6

（報告）

第3号報告	令和元年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越 計算書報告の件	6
第4号報告	令和元年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越 計算書報告の件	6
第5号報告	令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予 算繰越明許費繰越計算書報告の件	7

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第1号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	7
第26号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき、認定農 業者等が委員の過半数を占めることを要しない場 合の同意を求めることについて	8
第27号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて	1 1
第28号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて	1 1
第29号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて	1 1
第30号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて	1 1

第 3 1 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて……………	1 1
第 3 2 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて……………	1 1
第 3 3 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて……………	1 1
第 3 4 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて……………	1 1
第 3 5 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて……………	1 1
第 3 6 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて……………	1 1
第 3 7 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて……………	1 1
第 3 8 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて……………	1 1
第 3 9 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて……………	1 1
第 4 0 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて……………	1 1
第 4 1 号議案	豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につ き同意を求めることについて……………	1 3

(議案提案説明)

第 4 2 号議案	豊能町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び 費用弁償に関する条例改正の件……………	1 4
第 4 3 号議案	豊能町手数料条例改正の件……………	1 4
第 4 4 号議案	豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例改正の件……………	1 5
第 4 5 号議案	豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例改正の件……………	1 5
第 4 6 号議案	豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育	

	事業の運営に関する基準を定める条例改正の件…	1 6
第 4 7 号議案	豊能町国民健康保険条例及び豊能町後期高齢者 医療に関する条例改正の件……………	1 6
第 4 8 号議案	豊能町介護保険条例改正の件……………	1 7
第 4 9 号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件……	1 7
第 5 0 号議案	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更 及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更 に関する協議について……………	1 8
第 5 1 号議案	令和 2 年度豊能町一般会計補正予算の件……………	1 8
第 5 2 号議案	令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘 定補正予算の件……………	2 1
第 5 3 号議案	令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所 施設勘定補正予算の件……………	2 1
第 5 4 号議案	令和 2 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補 正予算の件……………	2 2
	(議案提案説明・質疑・討論・採決)	
第 5 5 号議案	動産の取得について……………	2 2
第 5 6 号議案	動産の取得について……………	2 3
散 会 の 宣 告	……………	2 3

令和2年豊能町議会6月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和2年6月1日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 11名

1 番	長澤 正秀	3 番	中川 敦司
4 番	寺脇 直子	5 番	菅野英美子
6 番	永谷 幸弘	7 番	井川 佳子
8 番	小寺 正人	9 番	秋元美智子
10 番	高尾 靖子	11 番	西岡 義克
12 番	川上 勲		

欠席議員 1名 2番 田中 龍一

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	池上 成之
教 育 長	森田 雅彦	まちづくり調整監	松本真由美
保健福祉部長	上浦 登	住 民 部 長	大西 隆樹
都市建設部長	高木 仁	こども未来部長	八木 一史

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和2年6月1日（月）午前9時30分開議

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 第 3 号報告 | 令和元年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件 |
| 日程第 3 | 第 4 号報告 | 令和元年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件 |
| 日程第 4 | 第 5 号報告 | 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算繰越明許費繰越計算書報告の件 |
| 日程第 5 | 第 1 号諮問 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 6 | 第 26 号議案 | 豊能町農業委員会委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて |
| 日程第 7 | 第 27 号議案 | 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 8 | 第 28 号議案 | 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 9 | 第 29 号議案 | 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 10 | 第 30 号議案 | 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 11 | 第 31 号議案 | 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 12 | 第 32 号議案 | 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 13 | 第 33 号議案 | 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 14 | 第 34 号議案 | 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 15 | 第 35 号議案 | 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求 |

		めることについて
日程第 1 6	第 3 6 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 7	第 3 7 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 8	第 3 8 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 9	第 3 9 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 2 0	第 4 0 号議案	豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 2 1	第 4 1 号議案	豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 2 2	第 4 2 号議案	豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件
日程第 2 3	第 4 3 号議案	豊能町手数料条例改正の件
日程第 2 4	第 4 4 号議案	豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
日程第 2 5	第 4 5 号議案	豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
日程第 2 6	第 4 6 号議案	豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件
日程第 2 7	第 4 7 号議案	豊能町国民健康保険条例及び豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件
日程第 2 8	第 4 8 号議案	豊能町介護保険条例改正の件
日程第 2 9	第 4 9 号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
日程第 3 0	第 5 0 号議案	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
日程第 3 1	第 5 1 号議案	令和 2 年度豊能町一般会計補正予算の件

- 日程第 3 2 第 5 2 号議案 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計事業
勘定補正予算の件
- 日程第 3 3 第 5 3 号議案 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計診療
所施設勘定補正予算の件
- 日程第 3 4 第 5 4 号議案 令和 2 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定
補正予算の件
- 日程第 3 5 第 5 5 号議案 動産の取得について
- 日程第 3 6 第 5 6 号議案 動産の取得について

開会 午前9時30分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、令和2年豊能町議会6月定例会議を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で、議員間の距離を取るため、通常の議席場所から変更をしております。

皆様にはマスクの着用をしていただいておりますが、発言の際にもマスクの着用のままでお願いいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、傍聴者間の距離を取るために、本会議場の傍聴席には定員20名のうち5名の方のみ入っていただき、残りの方につきましては音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承をお願いいたします。

それでは定例会議に当たりまして町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆さん、おはようございます。

定例会議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、5月議会、そして今日の6月定例会議、大変お忙しい中御参会賜りましてありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染症、緊急事態宣言が全国で解除となり、大阪府も本日の0時から、休業要請を継続しておりました業種の方々も含めて全面的な解除となっております。経済活動とそして日常生活を元に戻していかなければなりません、市中にはコロナウイルスがまだまだ存在すると。そして一番大切な治療のワクチン、これがまだ完成しておりませんので、各施設そして町民の皆様には引き続き感染防止の徹底、そして日常生活の再開を十分気をつけてい

ただきながら行っていただきたいというように存じます。これまでの住民の皆様の大変なる御支援・御協力をいただきまして、高い席ですけれども御礼も申し上げたいというように存じます。

さて、本町の新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、5月の11日に御決議いただきました主な支援策について少し報告をさせていただきたいというように思います。

特別定額給付金の事業でございますけれども、5月11日からマイナンバーカードを使用したオンライン申請ですけれども、これを受け付け、5月18日から順次振込みを行っております。また、郵送による申請の送付につきましては5月25日に完了し、本日の6月1日から順次振込みを行ってまいります。そのほか、休業要請支援金のウェブ登録、これが昨日で終わりましたけれども、具体的な申請に関しては6月20日まで延長し、登録された方の申請受付が行われてまいります。そのほか、子育て世代の臨時特別給付金でありますとか、町独自の児童扶養手当の受給者への臨時交付金、そして水道の基本料金4か月の減免、そのほかにつきましても確実に事業を推進してまいりたいと存じます。

次に、小学校におきましてはこれまでの分散登校を行ってまいりましたけれども、本日6月1日より段階的な学校生活をスタートアップという形で開始し、6月15日から本格再開を行っていくということになっております。小学校におきましては本日、入学式を、短時間ではありますが行い、我が子の晴れ姿を楽しみにされてるのではないのかと思います。教職員そして私どももお祝いを申し上げたいと思います。公共施設におきましてもそれぞれの施設で御利用者の実態を考慮した上で、3密そしてコロナ対策をしっかりと行った上で再開

をしてまいりたいと存じます。今後は休校によるお子様、そして外出制限による高齢者の方々の心そして身体のケアをしっかりと行い、早く日常生活に戻れるよう、関係機関の方々と綿密な連携のもとに全力で取り組んでまいりたいと思います。また、第2波、第3波は必ず来ると専門家の指摘を踏まえ、ウイルスとの共存ができる社会を目指し、アフターコロナへの対応をしっかりと立案してまいります。

今6月定例会におきましては、報告3件、諮問1件、人事15件、条例改定8件、補正予算4件、動産取得2件、そのほか2件を合わせまして合計35議案でございますが、第51号議案一般会計予算第2回補正につきましましては、新型コロナウイルス感染症によって生じた経済的支援とともに、感染予防の強化のための予算を計上させていただいております。皆様の御審議賜り賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会に先立ちまして御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、6月定例会議の会議期間は、本日から6月11日までの11日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番・小寺正人議員及び9番・秋元美智子議員を指名いたします。

日程第2「第3号報告 令和元年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

おはようございます。

それでは、第3号報告、令和元年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

款3・民生費、項1・社会福祉費の福祉相談支援室開設準備事業、款8・土木費、項2・道路橋梁費の町道等維持補修事業、同じ項の道路舗装事業及び項4・河川費の準用河川等維持補修事業の4件は、令和2年2月会議において繰越の御承認を得て翌年度に繰越したものでございます。

款10・教育費、項2・小学校費の小学校情報機器等整備事業と、一つ飛ばして項3・中学校費の中学校情報機器等整備事業の2件は、令和2年3月定例会議において繰越の御承認を得て翌年度に繰り越したものでございます。項3・中学校費の中学校施設整備事業は、令和元年12月定例会議において繰越の御承認を得て翌年度に繰り越したものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第3「第4号報告 令和元年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第4号報告、令和元年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告申し上げます。

議案書の4ページをお開き願います。

款8・土木費、項2・道路橋梁費の光風台4丁目通路整備事業は、近隣住民との調整に時間を要したため年度内に完了することができず、事故繰越したものでござい

す。

項5・都市計画費の公園緑地整備事業は、光風台4丁目緑地災害復旧工事であります。天候不順や年度末の工事集中によって作業員の確保が困難となったため年度内に完了することができず、事故繰越したものでございます。

款11・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、牧の宮浦川災害復旧工事ですが、現場の伐採、草刈りを行ったところ、新たな被災箇所が発見されたため年度内に完了することができず、事故繰越したものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第4「第5号報告 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算繰越明許費繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

おはようございます。

それでは、第5号報告、令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただきます。

6ページをお開き願います。

款・総務費、項・計画策定等委員会費の、第8期介護保険計画策定事業でございます。本事業に関しましては2か年にわたる事業のため3月の定例会議で繰越の御承認をいただき、322万3,000円についてその全額を繰越したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第5「第1号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

1号諮問、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして御説明申し上げます。

人権擁護委員の任期満了に伴いまして委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

本件は令和2年12月31日をもって人権擁護委員の任期が満了するのに伴い、候補者として法務大臣に対し推薦するものでございます。

それでは候補者の略歴を御説明申し上げます。

氏名は、木田正裕さん。住所は豊能町野間口247番地。生年月日は昭和31年4月7日でございます。

木田さんは昭和56年より豊能町役場に奉職され、平成29年に定年退職されるまで長きにわたり豊能町職員として活躍され、定年後の再任用の期間中には豊能町社会福祉協議会に派遣され、再任用期間満了後も同社会福祉協議会の事務局長として現在に至っております。人権関係に関しても造詣が深く、人権擁護委員として幅広く活躍いただける方であると存じますので、人権擁護委員に推薦するものでございます。

なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

説明は以上でございます。議員の皆様のお同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第1号諮問は原案のとおり適任と認められました。

日程第6「第26号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長(高木 仁君)

おはようございます。

それでは、第26号議案、豊能町農業委員会委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて御説明をさせていただきます。

お手元の議案書の8ページをお開きいただけますでしょうか。

本件につきましては、豊能町農業委員会委員の任命につき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者に準ずる者とするについて、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定では、農業委員会の委員を任命する

際には委員のうち認定農業者等が過半数を占めるようにしなければならないとされており、また、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定では、その区域内における認定農業者が少ない場合については委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることについて議会の同意を得たときはこの限りではないとされています。本町におきましても農業委員会委員の任期が令和2年7月19日で満了し、新たに14名の方を委員として任命させていただきに当たりまして、認定農業者が農業委員会の委員の過半数を占めることができないことから、施行規則の規定に基づき委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることについて議会の同意を求めるものでございます。

御審議いただき御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永谷幸弘君)

これより、本件に対する質疑を行います。秋元美智子議員。

○9番(秋元美智子君)

秋元です。質問させていただきます。

今回、14名のうち認定農業者が過半数を超えてなかったということで、これ出されてきたということは分かりますけれども、その選出の仕方なんですけども、豊能町全部聞いたところ、21名の農業認定者いらっしゃるって聞いてますので、先にその方を選出するというふうな考えというのはなかったのか。それともそれをされた結果難しさがあったのかお尋ねいたします。

○議長(永谷幸弘君)

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長(高木 仁君)

お答えさせていただきます。

まず今回の14名の委員でございますけ

ども、推薦委員と公募委員というのがございます。推薦させていただく、あるいは公募させていただく中で、認定農業者の方に声をかけるという行為は当然させていただきました。ただ、豊能町の認定農業者の方、先ほど議員おっしゃったように21名ということでございまして、地域によりましてかなり偏りがございます。例えば切畑の方ですと10人以上いらっしゃるとか、なので農業委員会の役割というのは地域に精通した方で農地等の利用の最適化を図っていくという役割がございまして、そういったことを考えますと、やはり地域偏りというのは避けたいということもございまして、地域の偏りを避ける中で認定農業者を選んでいくということになりますと、一定限界があるということがございまして、今回は地域のバランスというのを見ながら選出させていただいたということもございまして、認定農業者の数がどうしても、そういったバランスを見ていきますと足りないというんですか、過半数を確保することができなかったということから、今回こういった同意を求めさせていただくものでございまして、よろしく願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

これ多分農業法か何かには地域のバランスとかそんなものは書いてなかったと思いますが、ただ、豊能町の今までの流れを見てますと、やはり地域を第一にして選んできてるといふ事情はよく分かりますので、町としてはやはり今言ったような地域の中から一人ずつ出すということに重点を置いて今回このようにして条例改正出されたという、そういう受け取り方でよろしいでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

議員おっしゃるとおりでございまして、我々、認定農業者だけをこの農業委員会の委員の任命に当たって選出するという行為を繰り返していきますと、やはり人材に偏りが出てまいります。あるいは地域に偏りが出てまいりますので、やはり地域のバランスを見て今回も選出させていただいているということでございまして、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございせんか。

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

おはようございます。管野です。

それでは、その認定農業委員を増やさないと今後も3年後もまた同じようなことが起こると思うんですね。同じ議案が上がってまいります。認定農業委員制度というのは農業経営の改善計画を作成するとか、結構大変な作業もあるんですけども、支援の措置も結構あります。融資や補助金、税制の優遇、農業者の年金等。それをしっかりとPRして、今後も認定農業者を増やすような努力をしないとまた同じようなことが起こると思うんですが、お考えをお聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

確かに認定農業者の数につきましては、あまり多くないということでございます。町内の農業者の数と申しますのが340名余りということでございまして、その中から認定農業者が21名いてるということでございまして、認定農業者制度につきまして

は、議員御存じかも知れませんが、農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて定められておまして、そういったことから我々もこの法に基づいて認定農業者を認定しているわけなんですけども、やはりその農業所得が例えば600万円とか、農業に従事する時間が年間で2,000時間といったことをクリアしなければ認定農業者となれないということもございまして、それなりにハードルがあるということもございまして。その代わりに先ほど議員おっしゃったようにいろいろな支援制度があって、恩恵というんですか、いろいろな支援も受けられるというところでございます。我々としましても先ほど議員がおっしゃっているように、その認定農業者の数、放っておいてもこれは増えるわけではございませんので、できる限りそういう意欲のある、高齢化が進んでおりますけれども、その方については認定農業者制度についてどうですかというような助言もさせていただきながら、今後とも増加に向けた努力は続けていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（永谷幸弘君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

第4次総合計画の中で認定農業者の目標値というのは23人なんです。ほぼほぼ近づいてはきているんです。始めたとき、平成21年度は13人なので増えてきているのは分かるんですけども、もう一つ努力が要るんじゃないかなと思います。私もちょっと、牧でプチお手伝いをしているんですけども、やっぱり毎日農業をすることはとても大変だし、年齢的な問題もあるかと思っておりますけれども、その点どういうように、地域でバランスよく選出できるということをどのように考えてはりますか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

すみません。先ほど議員おっしゃった牧の話で申しますと、牧の里山合同会社というのができました。認定農業者の中には法上、そういう農業法人の役員なりという方も認定農業者としてカウントできるという法上の建前になっておりますので、今後はそういった法人の役員なんかも認定農業者として認定させていただいた上で、農業委員会の委員のほうになっていただくということも考えられますので、今後はそういったことも考えながらというんですか、頭に入れながら、農業委員の中の認定農業者の確保には努めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございせんか。

井川佳子議員。

○7番（井川佳子君）

7番・井川でございます。

農業委員の候補名というのが挙げられてるんですけども、各自治会より実行組合より推薦のある推薦枠と応募枠というのがございます。これはホームページ上で募集したと聞いたところではあるんですけど、この5名の応募枠ですね。この応募枠の中に何人の募集があつてそして5名を選ばれたのか。またどのような選考基準でこの5名の方を上げられたのか経緯を伺います。

（発言する者あり）

○議長（永谷幸弘君）

今、農業委員の任命につきということで、今、26号議案なんですけども。

（発言する者あり）

○議長（永谷幸弘君）

答えられるんですか。いけますか。大丈

夫ですか。

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

まず、次の議案になるかも分かりませんが、推薦委員と公募委員ということでございます。我々、公募させていただきまして応募が5人だったということで、それ以上の応募がなかったということで定員いっぱいいっぱい今回提案させていただいているという点が一点でございます。

それともう一点お尋ねいただいているのは、我々推薦委員と申しますのは、その地域に広く農地の利用の最適化ということでの原課の役割でございますので、広く農地に精通しているというんですか、地域の農業のことに精通している方ということで推薦を求めて、それで推薦委員という形のものがある。もう一つはその応募委員ということで、広くそれは広報等で募集させていただいて、その結果応募があった方、5名について今回委員として任命をさせていただきたいというお願いをしているものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第26号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7「第27号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から、日程第20「第40号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までを一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

異議なしと認めます。

第27号議案から第40号議案までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

農業委員会委員の任命につきまして、豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、第27号議案から第40号議案まで一括して御説明申し上げます。

本件は農業委員の任期満了に伴う同委員の任命に際し、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案番号順にお名前を申し上げさせていただきます。

第27号議案、余野の下中宗雄さん。

第28号議案、川尻の井上和雄さん。

第29号議案、木代の上浦良廣さん。

第30号議案、切畑の乾利昭さん。

第31号議案、野間口の上田正和さん。

第32号議案、高山の中道正行さん。

第33号議案、牧の木寺喜義さん。

第34号議案、寺田の中田寛さん。

第35号議案、吉川の乾憲一さん。

第36号議案、木代の上西武司さん。

第37号議案、切畑の小谷史朗さん。

第38号議案、希望ヶ丘の和田京さん。

第39号議案、切畑の古谷紀代子さん。

第40号議案、余野の山口千恵子さん。

以上14名の方々でございます。

なお、年齢・経歴は全員協議会でお配りをさせていただきました一覧表のとおりでございます。任期は令和2年7月から3年間でございます。

御審議いただき御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第27号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第27号議案は同意することに決定いたしました。

第28号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第28号議案は同意することに決定いたしました。

第29号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第29号議案は同意することに決定いたしました。

第30号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第30号議案は同意することに決定いたしました。

第31号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第31号議案は同意することに決定いたしました。

第32号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第32号議案は同意することに決定いたしました。

第33号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第33号議案は同意することに決定いたしました。

第34号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第34号議案は同意することに

決定いたしました。

第35号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第35号議案は同意することに決定いたしました。

第36号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第36号議案は同意することに決定いたしました。

第37号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第37号議案は同意することに決定いたしました。

第38号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第38号議案は同意することに決定いたしました。

第39号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第39号議案は同意することに決定いたしました。

第40号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第40号議案は同意することに決定いたしました。

日程第21「第41号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長(塩川恒敏君)

第41号議案、豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして御説明申し上げます。

議案書23ページをお開きください。

本件は、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う同委員の選出に関し、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする方の御住所は豊能町寺田奥畑4番地。お名前は中田永三さん。生年月日は昭和21年8月6日でございます。

中田様には、平成26年7月から固定資産評価審査委員をお努めいただいております。このたび再任をお願いするものでございます。任期は令和2年7月20日から3年間でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永谷幸弘君)

これより、本件に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第41号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第22「第42号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第42号議案、豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の24ページ、25ページ並びに条例の概要説明資料と新旧対照表を併せて御覧願います。

本件は、公職選挙法施行令の改正に伴い、投票管理者について交替制を可能とする規定が整備されたため、投票管理者が交代した場合の報酬の額について条例を整備するものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

条例の概要説明資料を御覧願います。

投票管理者が交代で職務を行った場合の報酬額は、別表に定める額、これは国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項に定める額であります、その2分の1の額とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し

上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第23「第43号議案 豊能町手数料条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

おはようございます。

それでは、第43号議案、豊能町手数料条例の一部改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、個人番号通知カードが廃止されることとなったこと等から、豊能町手数料条例において所要の改正を行うものでございます。

議案書26ページ、27ページ、条例の概要及び新旧対照表をお開きください。

豊能町手数料条例の別表2でございますが、この表中の8につきまして、住民基本台帳法の改正に伴い、「除かれた住民票」、「除かれた戸籍の附票」の表現がそれぞれ「住民票の除票」、「戸籍の附票の除票」と規定されたことにより、表中の表記を改めるものでございます。

次に、表中9の通知カードの再交付につきましては、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い通知カードが廃止されることとなったことにより再発行を行わないこととしたことから、この項目を削除するものでございます。

なお、マイナンバーカードの通知カードが廃止されることにより、出生など新たなマイナンバーの附番が必要となった場合には、通知カードに代えて通知書を送付すること、また、現在の通知カードは当面の間証明書等として利用することは可能である

ことを申し添えさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第24「第44号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

おはようございます。

それでは、第44号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明させていただきます。

議案書28ページから30ページ、概要説明書及び新旧対照表も併せて御覧ください。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、連携施設の確保等について所要の改正を行うものです。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

第7条第4項に第1号及び第2号を加えています。この内容は、これまで家庭的保育事業者等は卒園後の受入れ先確保のための連携施設を確保することが求められていましたが、第1号でこの家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置や、他の家庭的保育事業者等による保育の終了に際し、保護者の希望に基づき引き続き必要な教育や保育が提供されるような措置を講じているときは、受入れ先確保のための連携施設の確保は不要とするものでございます。

第38条第1項第4号は、保護者の疾病

などにより家庭で乳幼児を養育することが困難と判断される場合に居宅訪問型保育事業者が保育を提供できることを追加したものでございます。

その他、文言の整理を行っております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

御説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第25「第45号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

それでは、第45号議案、豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明させていただきます。

それでは、議案書31ページから32ページ、概要説明書及び新旧対照表も併せて御覧ください。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うものです。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

第11条第3項中、「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加え、放課後児童支援員の研修を実施する主体につきまして、政令で指定する人口20万人以上の市の長を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

御説明は以上でございます。御審議いた

だき御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第26「第46号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

それでは、第46号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明させていただきます。

議案書33ページから36ページ及び概要説明書及び新旧対照表も併せて御覧ください。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

第42条ですが、これまで第1項から第4項で構成されておりましたが新たに五つの項が追加されたもので、第9項までの構成となっています。追加した第2項、第3項の内容は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合で一定の要件を満たすときは、小規模保育事業A型事業者もしくはB型事業者を確保することをもって代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができるものとなります。

第4項、第5項の内容は、特定地域型保育事業者による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難である場合、または引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

は連携施設の確保を不要とするものとなります。ただし、この場合において特定地域型保育事業者は、卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行うものとして、企業主導型保育事業に係る施設または地方自治体が運営支援を行っている認可外保育施設を適切に確保しなければならないものとなります。

第8項は、満3歳以上を受けている保育所型事業所内保育事業所について、定員の規模や保育士の配置などにより適当と認められるものについては連携施設の確保を不要とするものとなります。

最後に附則第7項につきましては、連携施設を確保しないことができる期間を5年から10年に5年間延長するものとなります。

その他、項の追加などによる文言の整理を行っています。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第27「第47号議案 豊能町国民健康保険条例及び豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第47号議案、豊能町国民健康保険条例及び豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

議案書の37ページ及び概要説明資料を御覧ください。

本案の提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱

等の症状があり、感染が疑われる被保険者がその療養のために就業することができず事業主から十分な給与等が受けられない場合の傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるものでございます。

まず第1条の国民健康保険条例の一部改正につきましてでございますが、これにつきましては新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国民健康保険に加入する被用者のうち当該感染症に感染するなどして働くことができない方々に対し傷病手当金を支給することとし、1日当たりの支給額、支給対象となる日数、適用期間についてそれぞれ定めたものでございます。また、39ページ第2条の後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、これにつきましては大阪府後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金の支給に関し、申請書の受付事務を本町が行おうとするための改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、施行日につきましては公布の日とし、適用区分といたしましては傷病手当金の給付を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第28「第48号議案 豊能町介護保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第48号議案、豊能町介護保険条例改正の件につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

議案書の40ページ及び概要説明書を御

覧ください。

本案の提案理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者の介護保険料につきまして、消費税率の引上げ分を財源としたさらなる軽減強化を図るため、保険料率の改定を行うものでございます。

令和元年度では10月から半年分の軽減適用期間であった措置を令和2年度においては完全実施として1年分を適用し、軽減後の第1段階の保険料を年額1万9,484円に、第2段階を年額2万9,226円に、第3段階を年額4万5,462円にそれぞれ改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、施行日につきましては公布の日とし、適用区分といたしましては令和2年度以降の年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第29「第49号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第49号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の42ページから44ページ並びに条例の概要説明資料と新旧対照表を併せて御覧願います。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補

償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の算定の基礎となる補償基礎額等を政令で定める基準と同様に改正するものでございます。

それでは、条例の改正内容について概要説明資料に沿って御説明申し上げます。

第5条第2項第1号及び別表では、非常勤消防団員の補償基礎額を改定するもので、改定後の補償基礎額は別表のとおりとするものでございます。また、第5条第2項第2号では消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を改定するもので、最低額を8,800円から8,900円に引き上げるものでございます。

附則第3条の4では法定利率を改正するもので、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を100分の5から事故発生日における法定利率に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、改正後の条例の規定は令和2年4月1日から適用することとし、また経過措置を規定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第30「第50号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

それでは、第50号議案、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関

する協議について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は45ページ、46ページになります。

本件につきましては、令和3年4月の藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町と大阪広域水道企業団との事業統合に向けて、大阪広域水道企業団の共同処理する事務並びに大阪広域水道企業団規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により協議するものでございます。

変更の内容でございますが、大阪広域水道企業団規約の別表第2の中に、現在統合に向けて協議を進めております藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は令和3年4月1日より施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第31「第51号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第51号議案、令和2年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。一般会計補正予算（第2回）でございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に8,889万7,000円を増額し、総額を89億8,351万7,000円とするものでございます。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症に係る住民の皆様への支援や感染防止を図るための予算及び当初予算に計上できなかった事業費を計上するものでございます。

それでは歳出から御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

款2・総務費、項1・総務管理費、目6・企画費の12.産官学連携プロジェクト、高齢者健康寿命延伸事業でございますが、企業や大阪大学とともに高齢者の外出自粛によるフレイル予防等の取組を行うものでございます。

次の13.町外在住学生支援事業は、町外に住み、外出自粛により帰省することが困難な学生を支援するため、豊能町産の米や加工食品を送るものでございます。

次に目7・支所費の2.支所庁舎管理事業は、感染症対策のためトイレの蛇口を自動水栓に取り替えるものでございます。この工事は支所のほか各施設でも施工いたしますが、今後は単に自動水栓工事と申し上げます。

次に目10・防災諸費の2.防災対策事業でございますが、次亜塩素酸水生成器の購入や避難所での感染対策のための設備、災害備蓄品を整備するものでございます。

12ページをお開き願います。

項3・戸籍住民基本台帳費、目1・戸籍住民基本台帳費の2.戸籍事務等窓口業務事業でございますが、デジタル手続法の改正と戸籍法の改正に伴い、システム改修を行うものでございます。

次に、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の7.障害者自立支援事業でございますが、たんぼぼの家の自動水栓工事の施工及び感染予防のための空気清浄機を購入するものでございます。

次の11.障害児福祉事務事業は、特別

支援学校の休校等による放課後デイサービスの事業所や利用者の負担を支援するものでございます。

次に17.障害者通所施設支援事業は、障害者通所施設に対し感染予防の支援金として1施設20万円を給付するものでございます。

次の18.在宅高齢者支援事業は、高齢者等が外出自粛により自宅で孤立しないよう、買物などの生活上の困りごとを援助する事業を行うものでございます。

13ページを御覧願います。

目2・老人福祉費の3.介護保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、低所得者保険料軽減負担金を特会へ繰り出すものでございます。

次の9.介護サービス事業所支援事業は、デイサービス事業所及びホームヘルパー事業所に対し、感染予防の支援金として1施設20万円を給付するものでございます。

次に、目4・老人福祉センター運営費の1.永寿荘管理事業及び2.豊寿荘管理事業は、自動水栓工事を行うものでございます。

次に項2・児童福祉費、目2・児童福祉施設費の2.吉川保育所管理事業及び4.子育て支援センター運営事業、さらに次のページの日4・育成室運営費の2.留守家庭児童育成室管理事業でございますが、いずれも子どもたちが自宅や室内で過ごすことを鑑み、絵本などの図書を充実させるものでございます。この事業はほかの施設でも行いますが、今後は単に図書の購入と申し上げます。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費の3.国民健康保険特別会計診療所施設勘定繰出金事業でございますが、感染症対策として発熱外来などに活用できる医療用テントなどの設備や歯

科の訪問診療のキットを整備するため、特会にその相当額を繰り出すものでございます。

次に、目２・予防費の２．成人健康増進事業でございますが、感染症に対する免疫力を強化するため、スーパーなどにおいて管理栄養士による啓発活動を行うものでございます。

１５ページを御覧願います。

目３・母子衛生費の３．子育て世代包括支援センター母子保健型運営事業でございますが、外出自粛による在宅での生活をするため、０歳から２歳までの乳幼児及び妊婦に対し、１人２,０００円の図書カードを支給するものでございます。また、センターでの感染症対策のため空気清浄機を購入するものでございます。

次に、目４・保健福祉センター運営費の２．保健福祉センター管理事業でございますが、自動水栓工事を行うものでございます。

次に、項２・清掃費の目１・塵芥処理費の２．広域ごみ処理事業でございますが、豊能郡環境施設組合の負担金でございます。

１６ページをお開き願います。

款７・商工費、項１・商工費、目１・商工総務費の７．休業要請対象外支援事業でございますが、大阪府の休業要請支援金の対象外となった事業者で、売上げが５０％以上減少した中小企業や個人事業主に対し支援金を給付するものでございます。

次に、款１０・教育費、項１・教育総務費、目２・事務局費の２．学校園管理事業でございますが、そのうち消耗品費は学校図書室の図書の購入でございます。また、備品購入費は感染症対策のため学校図書室に図書消毒機を整備するものでございます。業務委託料は各学校の個別施設計画を策定するものでございます。

１７ページを御覧願います。

項４・幼稚園費、目１・幼稚園管理事業の２．ひかり幼稚園管理事業及び４．ふたば園管理事業は、いずれも図書の購入でございます。

次に、項５・社会教育費、目３・図書公民館費の２．西公民館管理事業及び３．中央公民館管理事業でございますが、いずれも自動水栓工事を行うものでございます。

次に、図書館運営費の２．図書館運営事業でございますが、図書消毒機の整備及び図書の購入でございます。

１８ページをお開き願います。

３．図書館管理事業でございますが、空調設備の改修工事の設計を行うものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

続いて歳入について御説明申し上げます。７ページにお戻り願います。

なお、このたびの補正では地方創生臨時交付金を充当いたしますが、その説明は省略いたしますので御了承願います。

まず款１５・国庫支出金、項１・国庫負担金、目１・民生費国庫負担金でございますが、介護保険の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、項２・国庫補助金、目１・総務費国庫補助金、節３・戸籍住民基本台帳費国庫補助金でございますが、デジタル手続法と戸籍法の改正に伴うシステム改修に対し交付されるものでございます。

次に、９ページをお開き願います。款１６・府支出金、項１・府負担金、目２・民生費府負担金でございますが、介護保険の低所得者保険料軽減負担金でございます。

１０ページをお開き願います。

項２・府補助金、目２・民生費府補助金でございますが、特別支援学校の休校等による放課後デイサービスの事業所や利用者

の負担を支援する事業に対し交付されるもの
でございます。

次に、款19・繰入金、項1・基金繰入金、
目1・財政調整基金繰入金でございますが、
今回の補正の財源調整でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき
御決定賜りますようよろしくお願い申し
上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第32「第52号議案 令和2年度
豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正
予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第52号議案、令和2年度豊
能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予
算の件について御説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度豊能町国民健康保険特別会計
事業勘定補正予算（第1回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出
予算の総額にそれぞれ35万円を増額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2
9億7,031万3,000円とするものでご
ざいます。

それでは内容につきまして、まず歳出か
ら御説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

款2・保険給付費、項7・傷病手当金3
5万円は、新型コロナウイルス感染症の拡
大防止の観点から、国民健康保険に加入す
る被用者のうち当該感染症に感染するなど
して働くことができなくなった方々に対す
る傷病手当金の支給に要する経費でござい
ます。

歳出は以上でございます。

次に歳入の説明をさせていただきます。

お戻りいただきまして5ページをお願い

いたします。

款5・府支出金、項1・府補助金35万
円は、支給した傷病手当金の額について同
額を特別調整交付金として交付されるもの
でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき
御決定くださいますようよろしくお願い
いたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第33「第53号議案 令和2年度
豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘
定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第53号議案、令和2年度豊
能町国民健康保険特別会計診療所施設勘
定補正予算の件について御説明させてい
たきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度豊能町国民健康保険特別会計
診療所施設勘定補正予算（第1回）でござ
います。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出
予算の総額にそれぞれ404万1,000円
を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ1億860万円とするものでござ
います。

それでは内容につきまして、歳出から御
説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

款1・総務費、項1・総務管理費の40
4万1,000円につきましては、緊急医療
用テント等の感染症対策資機材や訪問歯科
診療ユニット等の往診用資機材の購入費用
を計上してございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入の説明をさせていただきます。

お戻りいただきまして5ページをお願い

いたします。

款4・繰入金、項1・繰入金は、先ほど歳出で申しあげました感染症対策資機材の購入に伴い、一般会計から404万1,000円を繰入するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第34「第54号議案 令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第54号議案、令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について御説明させていただきます。

今回の補正は低所得者の保険料軽減強化を行いましたことによる財源調整の補正をお願いするものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）でございます。

それでは今回の補正内容について歳出より説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

款2・保険給付費から16ページの款4・地域支援事業費までは、低所得者の保険料の軽減強化を行ったことによる保険料減額分と、その減額分を補うための一般会計繰入金の増額に係る財源調整でございます。減額分と同額を補うため、歳出予算額に増減はございません。

次に歳入の説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。

款1・保険料、目1・第1号被保険者保険料のマイナス844万3,000円は、低所得者の保険料軽減強化を行ったことによ

ります保険料の影響額でございます。

続きまして、その下の款6・繰入金、目5・低所得者保険料軽減繰入金の844万3,000円つきましては、先ほどの保険料の影響額を一般会計より繰入するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第35「第55号議案 動産の取得について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第55号議案、動産の取得について御説明申し上げます。

追加してお配りした議案書の1ページをお開き願います。

本件は、小型動力消防ポンプ付積載車の取得について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する動産の買入れに該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得する動産は小型動力消防ポンプ付積載車1台。契約金額は1,319万5,049円でございます。契約の相手方は、大阪市東住吉区杭全7丁目4番21号、株式会社マトイ防災、代表取締役奥村勇二。契約の方法は指名競争入札でございます。

なお、本件は4者を指名したところ2者が辞退し、2者が応札いたしました。予定価格は消費税込みで1,354万4,300円、落札率は97.4%でございます。納期は令和3年2月26日でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し

上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、本件に対する質疑を行います。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。
これより採決を行います。
本件は、原案のとおり決することに賛成
の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。
よって、第50号議案は原案のとおり可
決されました。
日程第36「第56号議案 動産の取得
について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第56号議案、動産の取得について御説
明申し上げます。
追加してお配りした議案書3ページをお
開き願います。
本件は歯科口腔外科医療機器の取得につ
いて議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例第3条に規定す
る動産の買入れに該当することから、地方
自治法第96条第1項第8号の規定により
議会の議決を求めるものでございます。

取得する動産は歯科口腔外科医療機器一
式。契約金額は1,816万3,365円。契
約の相手方は大阪府吹田市垂水町3丁目7
-41、尾崎歯材株式会社。代表取締役松
尾治夫。契約の方法は指名競争入札でござ

います。本件は3者を指名したところ2者
が辞退し、尾崎歯材株式会社のみが応札い
たしました。予定価格は消費税込みで1,9
11万9,980円、落札率は95.0%でござ
います。納期は令和2年7月17日でござ
います。

説明は以上でございます。御審議いただ
き御決定賜りますようよろしくお願い申し
上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、本件に対する質疑を行います。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。
これより採決を行います。
本件は、原案のとおり決することに賛成
の方は起立願います。
（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。
よって、第56号議案は原案のとおり可
決されました。
以上をもって本日の日程は全部終了いた
しました。
本日は、これをもって散会いたします。
次回は、6月2日午前9時30分より会
議を開きます。
本日は大変に御苦労さまでございませ
いたした。

散会 午前10時49分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第 3 号報告 令和元年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 4 号報告 令和元年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件
- 第 5 号報告 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 1 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 26 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて
- 第 27 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 28 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 29 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 30 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 31 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 32 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 33 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 34 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 35 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 36 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 37 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 第 38 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 39 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 40 号議案 豊能町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 41 号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 42 号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件
- 第 43 号議案 豊能町手数料条例改正の件
- 第 44 号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 45 号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 46 号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 47 号議案 豊能町国民健康保険条例及び豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件
- 第 48 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第 49 号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- 第 50 号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 第 51 号議案 令和 2 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 52 号議案 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 53 号議案 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件
- 第 54 号議案 令和 2 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 55 号議案 動産の取得について
- 第 56 号議案 動産の取得について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 8番

同 9番